

J R高槻駅北東地区における官民一体となった維持管理のうち 公園の清掃・植栽に関する細目協定書

(目的)

第1条 本協定書は、高槻市（以下「甲」という。）とMUSEたかつき管理協議会（以下「乙」という。）が、高槻市景観条例に基づく景観重点地区に指定されたJ R高槻駅北東地区において、平成23年11月4日に締結した「J R高槻駅北東地区における官民一体となった維持管理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）」第7条の規定に基づき、地区内の公園の清掃・植栽等を協働して行なうために必要となる詳細な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 本協定書の対象とする区域（以下、「対象区域」という。）は、基本協定書第3条に規定する範囲とする。

2 本協定書の対象とする公共施設の維持は、基本協定書別表1のうち、公園に規定する範囲とする。

(維持作業内容)

第3条 乙は、別表1のうちMUSEたかつき管理協議会仕様に基づく清掃・植栽等の作業を、別表2の作業内容に基づき、別図1に示す箇所において実施することを基本とする。

2 甲は、乙が行う公共施設の維持作業について、必要に応じて指示をすることができる。

(維持作業要領)

第4条 維持作業に携わる作業員は、清潔端正かつ言語態度に留意し、利用者に極力不便を与えないように配慮する。

2 作業中は、特に火災その他事故の予防・省電力・衛生消耗品の過度な利用の抑制に留意し、作業終了後は、必要箇所の施錠及び火元の確認・不用電力の削減に留意する。

(費用負担)

第5条 甲は、別表1に示す高槻市の通常の仕様に基づいて積算された予算の範囲内の金額を、第3条に規定する維持作業の費用として負担する。

2 甲は、作業に使用する水光熱費を負担する。

3 乙は、作業に使用する消耗材料を負担する。

4 甲と乙は、1年間の具体の維持作業内容、費用負担等について、年度開始前に協議・確認し、年度当初に契約を締結する。

(報告)

第6条 乙は年度当初に公共施設維持作業実施計画書を作成し、甲の了承を得る。

2 乙は、実施した公共施設の維持内容について、毎月、甲に報告する。

3 乙は、公共施設の維持作業を行う際に、公共施設の破損・損傷・不適切な利用等を発見した場合は、速やかに甲に報告するように努める。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの月次の作業報告と請求に基づき、業務委託料の12分の1を毎月支払う。

(協定書の変更)

第8条 本協定書を変更または解除するときは、甲乙が協議して定める。

(疑義の解決等)

第9条 本協定書の定め疑義が生じた時又は本協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

2 甲または乙が、公共施設と公益的施設の境界部付近で補修作業等を行う際には、効率的にこれを行うために、作業範囲や作業内容等に係る事前調整を甲乙で行う。

附則

1 この協定書に基づく官民一体となった維持管理は、平成24年4月1日以降で、かつ、高槻市JR高槻駅北東土地区画整理事業により整備された全ての公共施設の管理者が本市となった日より開始する。

以上、本協定書締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、それぞれ各1通を保存する。

平成24年 2月10日

高槻市桃園町2番1号

(甲) 高槻市

代表者 高槻市長 濱田 剛史



大阪市北区角田町1番1号 東阪急ビルディング内 阪急不動産株式会社内

(乙) MUSEたかつき管理協議会

会長 島田 隆史



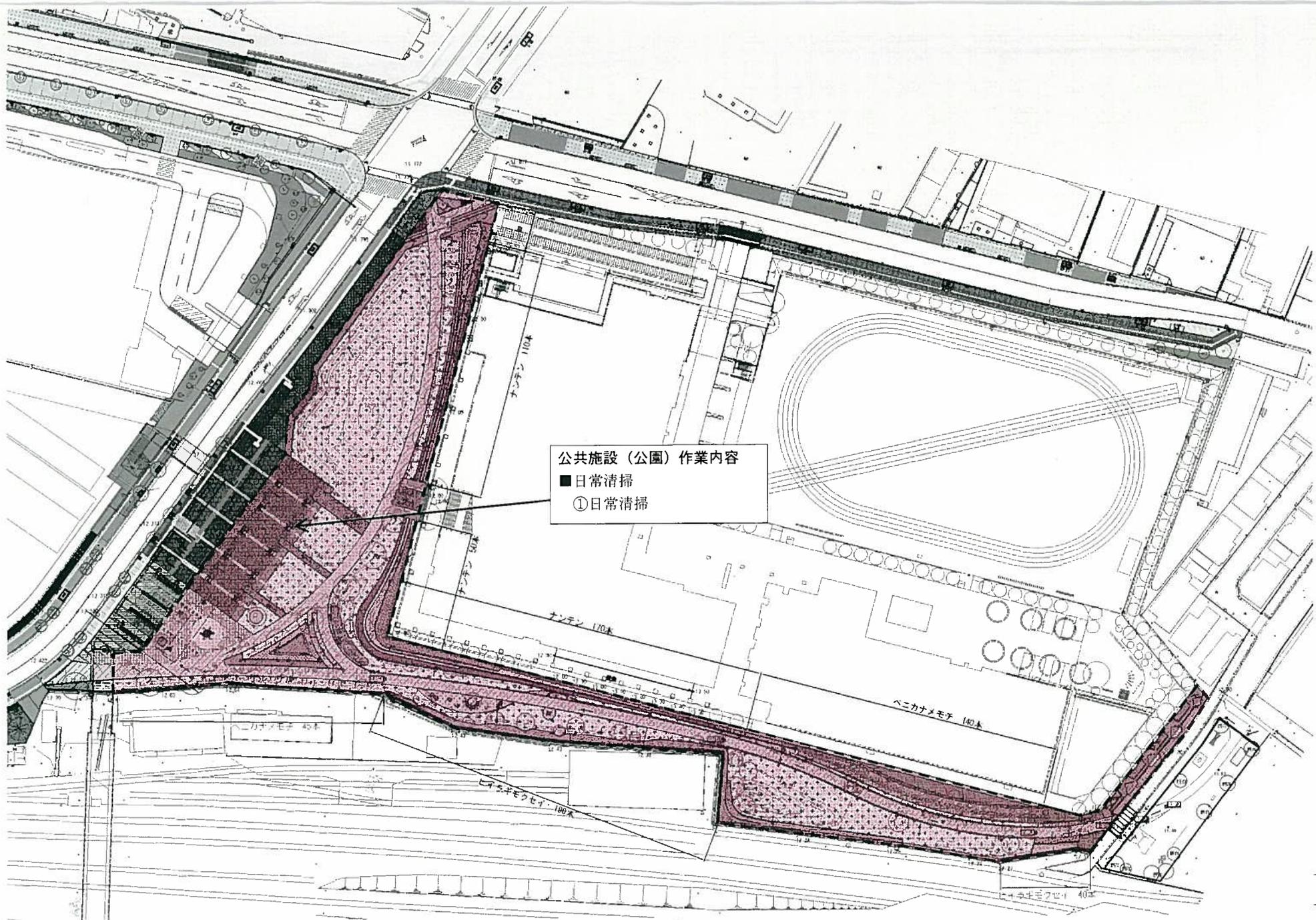
別表1 作業仕様

	内 容	高槻市の通常の仕様	MUSEたかつき管理協議会仕様
1) 日常清掃	①日常清掃	【保守点検、ゴミ拾い、灌水等】 ・ 3時間/日×3日/週=468時間/年	【日常清掃】 ・ 90分/日×4日/週=312時間/年 ・ 15分/日×7日/週= 91時間/年 【灌水】 ・ 2時間/日×153日/年=306時間/年 合計 709時間/年
2) 植栽管理	①高木・中木管理	【剪定】 ・ 1回/2年（3年目以降） 【薬剤散布】 ・ 2回/年（主要高木のみ）	【高木：支障枝の除去、剪定】 ・ 1回/2年（初年度より） 【中木：剪定】 ・ 1回/1年（初年度より） 【施肥、薬剤散布】 ・ 1回/年、2回/年（全ての高木・初年度より）
	②低木・生垣・地被植物管理	【低木・生垣：剪定】 ・ 1回/年（3年目以降） 【低木・地被植物：除草】 ・ 2回/年	【低木・生垣：剪定】 ・ 1回/年（初年度より） 【薬剤散布、施肥】 ・ 2回/年、1回/年（初年度より） 【低木・地被植物：除草】 ・ 2回/年 【地被植物：手入れ】 ・ 2回/年
	③芝管理	【芝刈り】 ・ Aエリア(約 1,700 m ²) 3回/年 ・ Bエリア(約 600 m ²) 2回/年 ・ Cエリア(約 500 m ²) 1回/年 【施肥】 ・ Aエリア 3回/年 ・ Bエリア 2回/年 ・ Cエリア 1回/年	【芝刈り】 ・ Aエリア 3回/年 ・ Bエリア 2回/年 ・ Cエリア 1回/年 【目土・施肥】 ・ Aエリア 1回/年 ・ Bエリア 1回/年 【エアレーション・種子散布】 ・ Aエリア 1回/年 ・ Bエリア 1回/年

別表2 作業内容

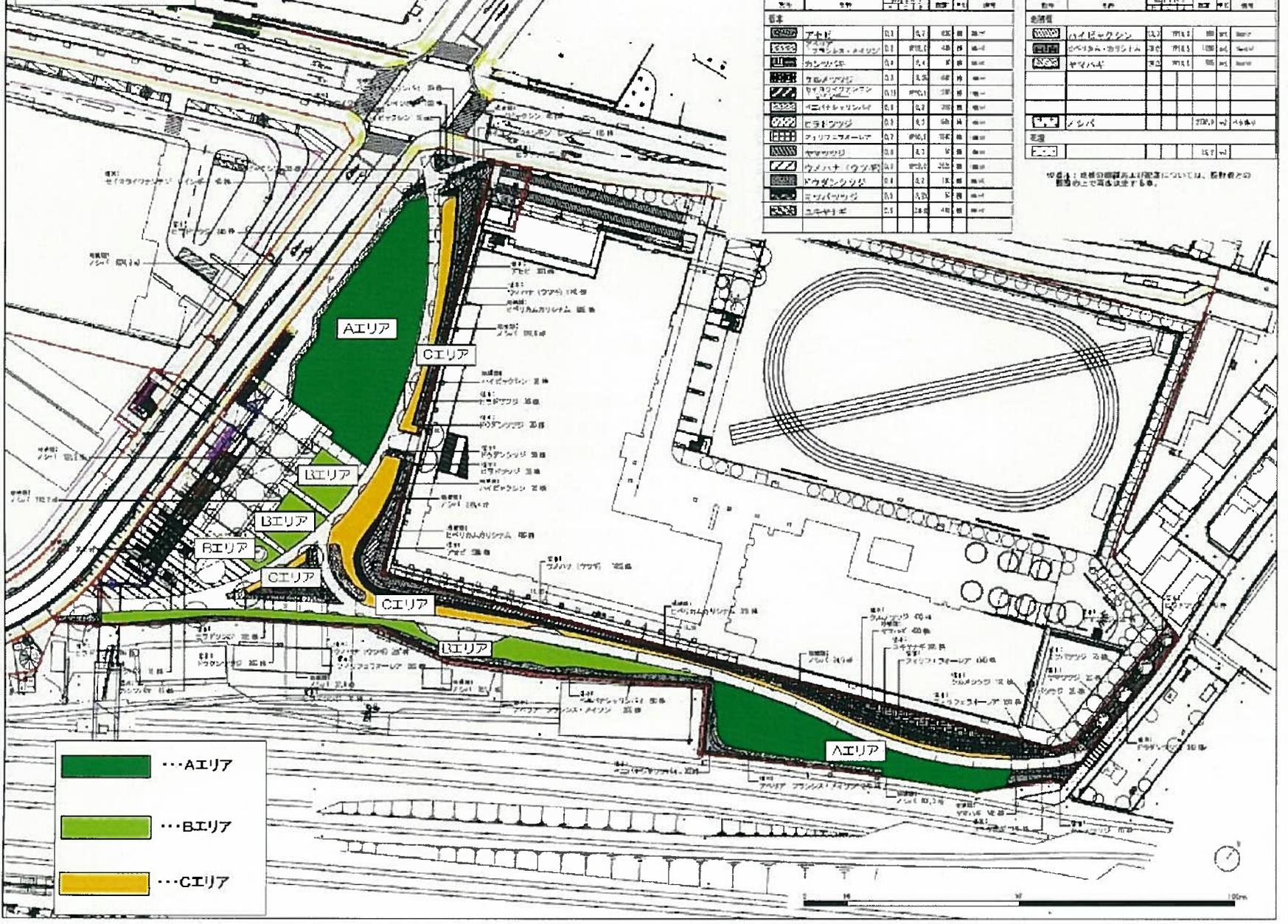
	内 容	作 業 内 容	備 考
1) 日常清掃	①日常清掃	<p>[作業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗ゴミ拾い掃き：ゴミを火バサミ又は箒にて回収する。 ・灌水作業：植栽に必要量の水をホースにて散水する。 ・側溝清掃：側溝内に落ちているゴミを回収する。 	<p>[作業周期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗ゴミ拾い掃き：一日1回 ・灌水作業：一日1回 ・側溝清掃：適時
2) 植栽管理	①高木・中木管理	<p>[作業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支障枝除去：周辺交通に支障のでる枝、落下の恐れがある枯れ枝等を切除する。 ・剪定：本来の樹木の樹形を保つように剪定を行う。 ・施肥：葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、底に肥料を入れ覆土する。 ・薬剤散布：有機リン系薬剤を樹木に散布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的に有害な害虫が発生した時は、速やかに対応する。
	②低木・生垣・地被植物管理	<p>[作業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低木剪定：面的に植栽された形状を損なわないよう剪定を行う。 ・生垣剪定：生垣として形状を損なわないよう剪定を行う。 ・薬剤散布：有機リン系薬剤を樹木に散布する。 ・施肥：有機配合肥料を散布する。 ・除草：植樹、木の根回りを人力により、除草を行う。 ・手入れ：地被類の整枝、剪定、花殻等の除去を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的に有害な害虫が発生した時は、速やかに対応する。
	③芝管理	<p>[作業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝刈り：小型のロータリーモア、手動芝刈り機により、芝生を刈り込む。 ・目土：良質の真砂土もしくは砂を使用し、芝生の上部に散布し均一になるよう敷き込む。 ・施肥：有機配合肥料を散布する。 ・エアレーション：スパイクキングなどにより根に空気を送り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的な薬剤散布、芝刈り、除草等は、日常清掃で補える範囲内で適時作業を実施





公共施設（公園）作業内容
■ 日常清掃
① 日常清掃

公園芝生管理エリア図



区分	品名	植栽数	樹高	直径	標準
基本	アトビ	0.1	3.7	300	樹
	ヒメスズナギサ	0.1	3.7	400	樹
	カンナツグサ	0.1	3.7	300	樹
	アサギソウ	0.1	3.7	300	樹
	アサギソウ	0.1	3.7	300	樹

区分	品名	植栽数	樹高	直径	標準
植栽	ハイドリックン	3.0	3.7	300	樹
	ゴケシロクサ	3.0	3.7	300	樹
	ヤブタバコ	3.0	3.7	300	樹

※植栽は、植栽の根元より距離に10%は、植栽者の指示に従って実施する。

- … Aエリア
- … Bエリア
- … Cエリア



高木・中木・生垣管理エリア図

区分	品名	植栽数	樹高	直径	標準
高木					
中木					
生垣					